

かにえ 議会だより

蟹江町議会より9月定例議会の
情報を伝えします。

2019.11.1
No.170



9月定例議会特集号

- 9月定例会の概要
蟹江町の財政は健全財政を堅持…………… 2
- 平成30年度
決算審査 ……………… 4
- ここが知りたい!
一般質問 ……………… 6
- 総務民生・防災建設
常任委員会の審査…………… 11

表紙のはなし

終活を考える

「終活」とは人生のエンディング(終わり)を考えることを通じて自分を見つめ、今をより良く、自分らしく生きる活動のことと指します。

9月15日にNPO法人あいち終活相続サポートネットワーク主催のセミナーが産業文化会館で行われ、参加者の方々が熱心に説明に聞き入り、また相談をしていました。

エンディングノートの作成、葬儀をどのように執り行うかを決めておくなど、できることから終活を始めてみるのも良いかもしれません。

令和元年(2019年)11月1日

発行／蟹江町議会 編集／議会広報編集委員会
〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
TEL (0567) 95-1111 FAX (0567) 95-1525

ホームページも見に来てね!

蟹江町議会

検索

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一
部改正（全員賛成）

関係法令の改正に伴い、規定の整備が行われます。

水道事業給水条例の一部改正（全員賛成）

指定給水装置工事事業者の更新に伴う規定が整備されます。

消防団設置条例の一部改正（全員賛成）

地方公務員法の改正に伴い、規定の整備が行われます。

意見書を提出

◆意見書の取扱い

町議会では、全会派一致で採択されたものだけが提出されることになります。

【国へ提出】

◆愛知県の私学助成の拡充に関する意見書
【県へ提出】

◆愛知県の私学助成の拡充に関する意見書



補正予算案を審議

会計別	補正額	補正後の額	審議結果
一般会計(第3号)	6,449万3千円	109億7,373万8千円	全員賛成
特別会計	国民健康保険事業(第2号)	167万6千円	全員賛成
	介護保険管理(第2号)	2億1,588万9千円	全員賛成
	コミュニティプラント事業(第1号)	194万1千円	全員賛成
	後期高齢者医療保険事業(第1号)	1,324万2千円	全員賛成

人事案件を審議

に同意しました。
任期は4年です。

◆教育委員会委員
(全員賛成)

任期満了（令和元年9月30日）に伴い、山田かよ子氏（宝三丁目）の再任

◆固定資産評価審査
委員会委員
(全員賛成)

任期満了（令和元年11月8日）に伴

い、関山和宏氏（今富田町）、江村滋子氏（須成字川西下）の3名の再任に同意しました。

任期は3年です。

元年第3回定例会議案等審議状況

提出者	議案名	会派等	公明党	日本共産黨	立憲民主黨	新風	新政会	無会派	無会派	無会派	無会派					
		審議結果	岸美登利	板倉浩幸	中村英子	石原裕介	水野智見	安藤洋一	高阪康彦	佐藤茂	吉田正昭	奥田信宏	飯田雅広	戸谷裕治	伊藤俊一	黒川勝好
町長	議案第37号 消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について	可決	○	×	×	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	×
	認定第1号 平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	×	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○
	認定第2号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○
	認定第4号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○
	認定第6号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○
	認定第7号 平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○
	認定第8号 平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○

平成30年度 決算審査

平成30年度決算(一般会計・特別会計5件・水道事業会計・下水道事業会計)認定案を審査し、すべて原案どおり認定しました。

私たちが指摘した一部をお届けします。

監査委員の意見



▲平野代表監査委員

一般会計・特別会計決算審査意見書から(要旨)

各会計の歳入歳出決算書等を審査した結果、事務事業等は概ね適正に執行されており、その内容は適正であると認められる。

行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は黒字であり、健全財政を堅持しているものと認められる。

主要な財源である町税や国民健康保険税の収入未済額は前年度に比べて減少しており、滞納整理事務が順調に遂行されている。今後も、税の公平性を保つために、未納額の減少に努め、滞納対策を実施されることを望む。



▲伊藤監査委員
(議会選出)

歳出については、各主要事業を遂行し、所期の目的を達成しており、的確に執行されている。

職員の健康管理の面から、時間外勤務については、長時間労働やパワハラの原因とならないよう、所属長は職員の業務内容を的確に把握していただきたい。

休暇の取得推進についても、所属長が率先して休暇を取得し、明るく、健康的な職場づくりをしていただきたい。

最後に、今後の行政運営にあたり、合理的でより良い行政サービスの充実に努められることを希望する。

連続実質赤字比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率	一般会計等が負担する償還金の標準財政規模に対する比率	資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	標準財政規模
政た実質赤字の標準財規模に対する比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	▼当町の公営企業は、資金不足額がないので、資金不足比率は計上されません。	実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	標準財政規模
負債の標準財政規模に対する比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が負担する償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等が負担する償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	連続実質赤字比率	実質赤字比率	連続実質赤字比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な財源の標準的な大きさを示す指標

一般会計等健全化比率

区分	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準(平成30年度)
実質赤字比率	黒字のため計上されない	黒字のため計上されない	13.99%
連結実質赤字比率	黒字のため計上されない	黒字のため計上されない	18.99%
実質公債費比率	3.8%	4.5%	25.0%
将来負担比率	42.6%	28.2%	350.0%

平成30年度決算収支状況

◎は全員賛成、○は賛成多数を表しています。(金額は、千円単位に四捨五入)

会計別	歳入決算額	歳出決算額	差引差額	反対者
○一般会計	117億5,904万円	113億5,669万円	4億235万円	板倉・中村
特別会計	○国民健康保険事業	36億2,893万7千円	35億6,939万6千円	5,954万1千円
	○土地取得	1千円	1千円	0円
	○介護保険管理	26億6,767万8千円	24億5,178万9千円	2億1,589万円
	○コミュニティ・プラット事業	1,483万円	1,288万8千円	194万1千円
	○後期高齢者医療保険事業	8億3,519万3千円	8億2,988万9千円	530万4千円
合計	189億567万8千円	182億2,065万3千円	6億8,502万5千円	
○水道事業	8億3,436万6千円	9億7,016万1千円	△1億3,579万5千円	板倉
○下水道事業	13億3,527万1千円	12億8,661万1千円	4,866万円	板倉

※各会計の合計額と差引額は、四捨五入したことにより合致しない箇所があります。
※それぞれの反対討論、賛成討論は、5ページに掲載しています。

決算の審査から

賛成・反対討論

の減免を充実させていくことが必要と考え、反対する。

度運営を行うよう一層努力することを要望し、賛成する。

○一般会計

板倉議員
『反対』 国の悪政から住民を守る防波堤となり、住民の暮らしをいかに応援するかが町の役割である。

歳入について、滞納世帯の解決は実情を把握し進めてほしい。

板倉議員
『反対』 線等整備事業などを遂行し、対前年度比3・9%増の総額約113億5千6百万円を決算しており、所期の目的は達成されないと考え、賛成する。

板倉議員
『反対』 運用は対応が不十分である。マイナンバーについても、制度自体反対である。歳出について、総合的に見ても、福祉や子育ての問題に対応できていないと判断する。住民の暮らしと命を守るために支援を強く要望し、反対する。

佐藤議員
『賛成』 歳出について、多く出づいて、多

業、蟹江町同報系無世代交流施設設置事

○賛成

高阪議員

は、住民の健康の保持増進に貢献するものであり、今後とも、給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に努力するよう要望し、賛成する。

○後期高齢者医療保険事業

板倉議員
『反対』 75歳以上を後期高齢者とする、問題だらけの制度である。

以前の老人保険制度に戻すべきと考え、反対する。

○介護保険管理

板倉議員
『反対』 介護給付費準備基険給付費の心配がなくなつた中で、保険料増加が妥当か疑問である。

板倉議員
『反対』 多く加入する国民健康保険制度に対し、国や県の支出金を元に戻す必要があり、町独自減免制度がある。

所得の低い階層がや子育ての問題に対応できていないと判断する。住民の暮らしと命を守るために支援を強く要望し、反対する。

佐藤議員
『賛成』 介護保険外の高齢者施策を充実させ、介護保険料や利用料

○水道事業

板倉議員
『反対』 徴収した水道使用料を内部留保してお

り、時代に沿つた料金体系に努力するならば、毎年増やしていく利益剰余金を使って水道使用料に還元すべきと考え、反対する。

○下水道事業

佐藤議員
『賛成』 配水施設の耐震化などが行われ、安心安全な水道水の安定供給が図られた。

石原議員
『賛成』 後期高齢者医療保険は、社会のために長年尽くされた高齢者の方々のために安心して医療を受けられるよう、社会全体で支える制度である。

企業会計に反対のため、反対する。

○下水道事業

水野議員
『賛成』 平成29年度からスタートした下水道事

法に基づき、健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する事業として公共性が重視されてきたはずである。

下水道の施設整備及び維持更新にかかる費用は、長期にわたり多額の投資が必要であり、これからも一般会計からの繰入を維持すべきと考

える。

企業会計に反対のため、反対する。

タートした下水道事業の経営を取巻く現

状は、財源を国や町からの補助金、起債に依存する厳しい環境の中、今後も日光川下流域関連公共下

水道事業として、下水道の整備を早期かつ効率的に推進されることを要望し、賛成する。

○反対

板倉議員

『反対』 これまで進む高齢化社会の中で、今後も引き続き、介護する家族を含め適切な支援、健全な制度運営を行っていくことを要望し、賛成する。

ここが
知りたい!

一般質問

嘱託員制度を抜本的に考えよ……………7
高阪康彦(新風)

ひとり親世帯の貧困対策は……………7
飯田雅広(無会派)

ひとり暮らしの高齢者を医療費無料に!
国保法44条をもっと適用せよ!……………8
板倉浩幸(日本共産党)

命てんでんこに学ぶ!防災対策強化へ!!……………9
山岸美登利(公明党)

議員報酬の見直しについて……………9
伊藤俊一(無会派)

持続可能な町づくりを目指せ!!……………10
戸谷裕治(無会派)

9月定例会では、6人が一般質問を行いました。
全文記録(会議録)は、12月下旬に町議会ホームページに掲載します。

○一般質問とは

議員が執行機関(町や教育委員会など)に対し、町政全般にわたっての考え方や将来などについて説明を求めたり、または、所見をただすことをいいます。

町議会では、一般質問をしようとするときは、「通告書」を定例会初日の前日の正午までに議長へ提出することとしています。なお、質問の順番は、議長がくじにより決定します。

○通告とは

一般質問は、議案とは関係なく行財政全般にわたる政策論議であるため、質問する議員も、受ける執行機関も十分な準備が必要です。そのために、ほかの発言と異なり、通告制が採用されています。

問 嘱託員制度を抜本的に考えよ



高阪康彦
(新風)

答 ターニングポイントが近づいている

区域の人数が増えるほど、要望等を受ける回数が増加すると考えられるので、嘱託補助員の人数を増やすことでバランスを保っている。

総務課長

現在31の町内会も、最小で50数世帯、最大で2千以上の世帯と大きなバラツキがある。しかし、町からの委託事務は、各町内会に均等にあてがわれており、公平性に欠けると思う。円滑な行政運営を行うためにも、公平性に欠けた状況を、町としてどう考えるのか。



人口減社会になり当町にも過疎の地域が出てきている。現在31の町内会も、最小で50数世帯、最大で2千以上の世帯と大きなバラツキがある。しかし、町からの委託事務は、各町内会に均等にあてがわれており、公平性に欠けると思う。円滑な行政運営を行うためにも、公平性に欠けた状況を、町としてどう考えるのか。

今あるものを急激に変えることによつて、地域のコミュニティーが崩れてしまひないので、町内会の嘱託員の皆様と話をしたい。ついでに、区域の人口が増えていきたい。

人口減社会になり当町にも過疎の地域が出てきている。現在31の町内会も、最小で50数世帯、最大で2千以上の世帯と大きなバラツキがある。しかし、町からの委託事務は、各町内会に均等にあてがわれており、公平性に欠けると思う。円滑な行政運営を行うためにも、公平性に欠けた状況を、町としてどう考えるのか。

スを保っている。嘱託員の個人報酬とは別に、町内会運営費交付金を支給しており、町内会の実情に対応していると考えているが、今後の嘱託員報酬の算出については、再考していきたい。

斯会にて、就学援助費の前倒し支給を要望したが、その後どうなったか。

平成30年4月入学児童生徒分から入学前支給を行つてある。

次長兼教育課長

会にて、就学援助費の前倒し支給を要望したが、その後どうなったか。

①全庁的な調査はできないか。
②他自治体で始まっている養育費保証支援事業を検討してはどうか。

問 ひとり親世帯の貧困対策は

答 子どもの養育に関する合意書を配布する

飯田雅広
(無会派)



▲法務省HP
「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」について

離婚届の配布時等に「子どもの養育に関する合意書」を配布してはどうか。

子ども課長

合意書は、現在、必要な方のみにお渡ししている。今後は、担当課と調整し、届出書を取りに来た段階でお配りできるようしたい。

①個人情報の取扱いが厳格化されている。法令の根拠をしっかりと確認しながら検討させていただく。

子ども課長

②現在、各種相談窓口で養育費の相談を受けていないのが現状である。親の離婚により、子どもが精神的ダメージだけでなく、金銭的なダメージを受けることのないよう、必要な制度であると考える。



板倉浩幸
(日本共産党)

問 ひとり暮らしの高齢者を医療費無料に!

答 拡大実施は慎重に判断したい

- 問 医療・介護・税金の負担を軽減できる制度において、いる認定者の障がい者控除とは。
- ①介護認定を受けている認定者の障がい者控除とは。
- ②確定申告の際に所得から差し引くことができる医療費控除とは。

期高齢者で福祉医療給付を廃止したが、拡大実施の考えはないのか。

④介護保険利用料で町独自の減免はあるのか。

介護支援課長

- ①所得税に係る確定申告や町県民税申告の際に使用することでも、本人、配偶者、扶養親族が税金の所

得控除が受けられるものである。

次長兼税務課長

- ②その年に支払った医療費の合計額から保険金等で補填された額を引き、さらに、10万円または所得の5%のうち少ない方の金額を差し引いたものである。

民生部長

- ③県補助廃止を受けて、平成20年度に廃止した。財政上厳しい状況にあるので、拡大については慎重に判断したい。

介護支援課長

- ④町独自の減免はないが、要介護または要支援認定を受けた方が、同じ月に利用したサービスの利用限額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービスとして支給される。

得控除が受けられるものである。

問 国保法44条をもっと適用せよ!

答 ホームページで周知していく

- 問 病院窓口での負担分を減免する制度において、①国保法44条の適用要件は。
- ②国基準よりも広い範囲を設けるなど改善・周知し、積極的に適用すべきではないか。
- ③国保税を滞納している加入者は適用されるか。

保険医療課長

- ①災害等により一時的に収入が著しく減少した被保険者の世帯に対して一部負担金を減免する。
- ②町の適用基準は国より若干緩和されており、生活保護基準の1・3倍までの方を対象としている。

国保法44条とは

災害等により一時的に収入が著しく減少した被保険者が、医療機関等に一部負担金(医療費や薬代)の支払いが困難であると認められる場合に、市町村はその支払いを「減額・免除・徴収猶予」する措置を取ることができます。

- 問 病院窓口での負担分を減免する制度において、①国保法44条の適用要件は。
- ②国基準よりも広い範囲を設けるなど改善・周知し、積極的に適用すべきではないか。
- ③国保税を滞納している加入者は適用されるか。

保険医療課長

- 保険税は現状、納付金に見合う金額を確保できていない。資産割の見直しとともに、法定外繰入の見直しを含めて、激変緩和措置が終了する令和5年度に向けて保険税率の見直しを進めていきたい。

の受領委任払制度を利用することができます。お困りの方がいれば、窓口にお越しいただきたい。

問 命てんでんこに学ぶ!防災対策強化へ!!



答 災害時要援護者の避難支援を訓練項目に

問 災害時要援護者の日頃からの安否確認や避難訓練は積極的に行われているのか。

答 自主防災会長会議、防災訓練等を通じ、ハザードマップなどマイタイムラインの検討材料となる情報を提供している。今後は、これらの機会でマイタイムラインを紹介し、各個人の防災行動につながるよう工夫していく。

問 自主防災組織の機能強化のため、地区防災計画の普及とともに「マイタイムライン」を作成し活用する予定はないか。

答 乳幼児対策として、お湯や水の必要がない国産の液体ミルクを災害時の備蓄物資として導入する考えはないか。

問 乳幼児対策として、お湯や水の必要がない国産の液体ミルクを災害時の備蓄物資として導入する考えはないか。

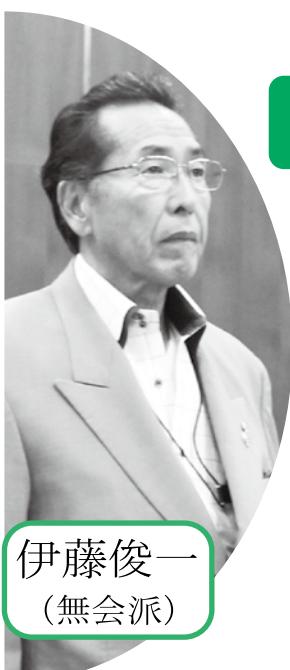
問 現行の議員定数14名について、町と県下の他町村と比較して、低額であるという認識はないが、会社勤めの方と議員報酬を年間で比較すると、高い水準ではないと考える。

問 現行の議員定数14名について、町と

山岸美登利
(公明党)

マイタイムライン
災害の発生に備えて、自身や家族の取るべき行動について「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列に整理した個人の防災行動計画のことです。

安心安全課長
自主防災会長会議、防災訓練等を通じ、ハザードマップなどマイタイムラインの検討材料となる情報を提供している。今後は、これらの機会でマイタイムラインを紹介し、各個人の防災行動につながるよう工夫していく。



伊藤俊一
(無会派)

問 議員報酬の見直しについて

答 低額という認識はないが、高い水準ではない

問 現行の議員定数14名について、町と県下の他町村と比較して、低額であるという認識はないが、会社勤めの方と議員報酬を年間で比較すると、高い水準ではないと考える。

問 現行の議員定数14名について、町と

元住民の方の多様な意見をきめ細かにお聞きいただき、住民の意思の反映に努められていると認識している。現行の定数は適切であると考えている。

問 現行の議員定数14名について、町と

若年勤労世代の町議会議員のなり手不足では、会社を退職し、給与が少なくなってでも議員になろうとは思わないのが当たり前である。今の議員の体制で良いと考えているか。また、一般企業と議員の年収における差異は。

問 現行の議員定数14名について、町と





戸谷裕治
(無会派)

問 持続可能な町づくりを目指せ!!

答 空き家対策について、再度アンケートを行う

問 空き家と納税の
収支の現況とこれか
らの施策は。

総務課長

答 平成28年度に実施
したアンケートで、
空き家であると回答
のあつた115件に
対して、再度意向確
認のアンケートを行
う。売却や賃貸を希
望する場合は、空き
家対策で協定を締結
している宅建協会へ
斡旋し、利活用の促
進を図る予定である。

問 空き家の利活用
が転入促進政策のひ
とつであると思う。
どのような施策を考
えているのか。

次長兼まちづくり推
進課長

横江町長

問 市バスを近鉄蟹
江駅南に乗り入れす
るべく名古屋市民が
市に要望をされてい
る。現在の蟹江町の
考えは。

答 平成30年度の寄付
額は4百万2千円で、
他自治体への寄付に
より控除された額は
約5千6百万円であ
る。今後は、国の動
向を注視し、その趣
旨を踏まえて、町の
魅力発信ツールとし
て返礼品を充実して
いきたい。寄付金の
使い道についても、
利用者から共感し、
応援していただける
ような、具体案を検
討したい。

スマートフォンで「議会だより」が見られます!



マチイロ

マチを好きになるアプリ

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



スマートフォンの
無料アプリ「マチイ
ロ」をダウンロード
して登録すると、ス
マートフォンやタブ
レット端末で「議会
だより」を読むこと
ができます。

QRコードをス
マートフォンやタブ
レット端末で読み込
み、専用アプリをダ
ウンロードします。
(iOS・androi
d対応)

【利用方法】

常任委員会の審査

9月議会で上程された案件について、委員会で審査した要旨をお届けします。
総務民生常任委員会では、議案8件、防災建設常任委員会では、議案3件の審査を行いました。

総務民生

町表彰

(全員賛成)

問 町功労者表彰と一般表彰があるが、基準年数に達すれば表彰されるのか。一般表彰を受けて、さらには町功労者表彰も受けられるのか。



町長が直接任命する立場になった。従前の教育長の任期も含めて、今回の表彰に至った。

要となり、被雇用者負担も生じることになる。

問 議案に「月額」「日額」「時間」とあるが、今後どういう分け方になるか。

総務部長

「時間で報酬を定める」ことを基本とする形で、不利益にならないよう定める。

問 水道事業会計職員の扱いも変わることか。

総務課長

水道の臨時職員も会計年度任用職員に変わる。

消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(賛成多数)

問 条例案の名称に「消費税率の引上げ等に伴う」ではなく「公共施設の管理に関する」など、受益者負担という側面を正直に出すべきではないか。

総務部長

問 改定したが見込みほど利用がなかつた場合を想定しているか。

総務部長

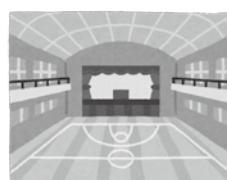
問 条例案の名称に「消費税率の引上げ等に伴う」ではなく「公共施設の管理に関する」など、受益者負担とい

に上がった時以降の改定はしていない。あわせて、使用料の算定方法が曖昧であるため、今回、消費税率の引上げを踏まえて全庁的な見直しを図つたものである。

ていく場合が多いと思われる。

問 新しい印鑑登録の中で、印鑑登録に際し、男女の別を記載しない取り扱いとしてよいか、という質疑において、差し支えないという総務省の答弁が出ているため、町としても性別の項目を外した。

住民課長



問 新しい印鑑登録證明書の様式には性別がなくなっているが、どうしてか。

民生部長

問 新しい印鑑登録證明書の様式には性別がなくなっているが、どうしてか。

問 新制度での新教育長はどのような扱いか。

総務部長

これまでの教育長の立ち位置や責任のあり方が曖昧であつたのを、教育委員会の最高責任者として、

問 基準年数に達すれば、一般表彰をされたり後、町功労者での表彰も対象になる。

総務課長

給与は一般職の給料表を基準にしていい。保険等も一定額を超える加入が必要

問 算定基準は何か。厚生年金の加入等についてはどうなるのか。

総務課長

嘱託員と嘱託補助員は、今まで非常に勤特別職だったが、非常勤特別職の適用を受けなくなる。今後、別途扱いを定め必要がある。

総務部長

給与は一般職の給料表を基準にしていい。保険等も一定額を超える加入が必要

問 今回の改正の主な理由は2つある。使用料についての受益と負担のさらなる適正化を図ることと、算定方法を明確にすることである。

総務部長

現行の使用料は一部のみ平成20年4月に改定され、基本的に消費税率が5%

問 旧姓併記はどういう場合が多いか。

住民課長

女性が婚姻し、そのまま旧姓を名乗つ



問 性別に関わりなく自分らしく生きることができるという男女平等参画社会の実現に向けて、性同一性障害などの性的マイノリティの方の人権を配慮し、性別表記を廃止するものである。

職員の給与に関する条例の一部改正

(全員賛成)

法改正により出てきた議案と捉えればいいのか。

総務課長

地方公務員法の一
部改正に伴うもので
ある。

で審査し、決定する形となる。刑事罰等を受けると欠格条項となり、許可取り消しとなる。



廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

(全員賛成)

成年後見人制度の法律は、この条例にも関係してくるのか。

環境課長

成年被後見人と被保佐人が除外されて、個別の審査規定が設けられたため、今回の改正となつた。

水道課長

指定の有効期限がなく、実態を把握することが困難で、工事不良も発生しているため、従来無期限法の改正により、有効期限5年を追加したことである。書類

審査はどのようにが該当するのか。一般廃棄物の収集・運搬業務に関することである。

環境課長

一般廃棄物の収集・運搬業務に関することである。

消防本部総務課長

「更新を追加した」とあるが、今までどのような取り扱いになつていたか。

申請時に、経験・資格等を調べる項目があるもので確認する。



防災建設

水道事業給水条例の一部改正

(全員賛成)

「更新を追加した」とあるが、今までどのような取り扱いになつていたか。

消防団設置条例の一部改正

(全員賛成)

新時に、申請時と同様に業務内容を把握し、審議することになる。

消防長

消防団員として活動できるかどうかを分団長が判断して推薦し、団長が任命す

業者のレベルを調べるのはどこに行うのか。

水道課長

申請時に、経験・資格等を調べる項目があるもので確認する。

誰でも消防団員になれるということか。

個々に判断するといふことで、今回条例改正した。

た。広域化等の調整会議において統一化が望ましいという調整が図られ、1万5千円を1万円に引き下げた。

消防長

用の促進に関する法律の趣旨に基づき、成年後見制度の利

第6条中第1項を削ったのは、どうしてか。

編集後記

秋も深まり朝夕は過ごしやすい季節になりました。9月議会は決算を中心とした議会であり、一般会計、特別会計とも慎重な審議が行われました。

今後もわかりやすい議会だよ
になるよう努めてまいります。
(飯田)

12月議会の傍聴にお出かけください

※議会ホームページにも掲載されています。

3日(火)開会	12日(木)一般質問
4日(水)3日の予備	13日(金)12日の予備
9日(月)常任委員会	18日(水)閉会

※議事の都合により日程は変更になる場合があります。

※赤字の会議は傍聴することができます。

傍聴席は役場3階にあります。

【問合せ】議会事務局 電話0567(95)1111(代表)



議会放映

一般質問の様子をクローバーTVで生放送。当日午後7時から再放送も実施!